

鳥取県内市町村の控除対象寄附金(※1)の条例指定状況 (H28年2月現在)

	条例指定状況			指定内容	指定寄附金の適用始期
	指定済み	指定予定	予定時期		
鳥取市	○			鳥取県内に事務所又は事業所を有する下表の法人等に対する寄附金	H25年1月1日
米子市	○			同上	同上
倉吉市	○			同上	同上
境港市	○			同上	同上
岩美町	○			同上	H27年1月1日
若桜町	○			同上	H26年1月1日
智頭町	○			同上	H25年1月1日
八頭町	○			同上	同上
三朝町	○			同上	同上
湯梨浜町	○			同上	同上
琴浦町	○			同上	同上
北栄町	○			同上	同上
日吉津村	○			同上	同上
大山町	○			同上	同上
南部町	○			同上	同上
伯耆町	○			同上	同上
日南町	○			同上	同上
日野町	○			同上	同上
江府町	○			同上	同上

※1 所得税の控除対象寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、地方税法第314条の7第1項第3号の規定に基づき鳥取県内各市町村が条例指定するもので、条例指定により個人市町村民税の税額控除の対象となる寄附金(認定特定公益信託に対する支出については表示していません)。

【 所得税の控除対象寄附金(※2)の区分 】

1	公益社団法人、公益財団法人、その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金のうち財務大臣が指定したもの	
2 特定公益増進法人に対する寄附金	①	独立行政法人に対する寄附金
	②	地方独立行政法人(試験研究、病院事業の経営、社会福祉事業の経営及び介護老人保健施設の設置及び管理を主たる目的とするものに限る)に対する寄附金
	③	自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本赤十字社に対する寄附金
	④	公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人に対する寄附金
3	認定NPO法人等(認定NPO法人、仮認定NPO法人)に対する寄附金	

※2 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金